

# 「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

## 1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）において地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正が行われ、地方公務員において第二種初任給調整手当が創設される（令和8年4月1日施行）。

これを踏まえ、採用の日に災害にあった場合の平均給与額の計算の特例を定める地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「地公災則」という。）第3条第2項において、同手当を算定基礎に加える必要がある。

## 2 改正内容

地公災則第3条第2項中「給料の月額」を「給料の月額、第二種初任給調整手当の月額」に改める。

そのほか、規定の明確化のため、所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。